

第 2 章

課題及び改善の方向

第1節

応急対策

1 災害対策本部の設置・活動

危機管理課

【対応の状況】

平成30年4月9日午前1時32分、大田市東部を震源とする地震発生（M6.1、最大震度5強）と同時に大田市地域防災計画の規定に基づき、市対策本部を自動設置するとともに、情報収集及び県、自衛隊等関係機関への応援要請・活動調整を行った。発災から2時間後の午前3時30分に第1回災害対策本部を開催するなど、庁内の情報共有を図るとともに報道機関への情報提供を行った。

震度を観測する地震活動が落ち着いてきたことから、平成30年4月30日の第42回災害対策本部会議をもって、市災害対策本部体制を市災害警戒本部体制に移行した。また、市警戒本部体制は平成30年5月31日をもって解散した。

【円滑に対応できた点】

地震発生と同時に危機管理課職員が参集し、情報の収集を開始した。また、災害対策本部職員である危機管理課職員が職員に対して、「職員参集メール」を送信し、職員の体制確保に努めた。

災害対策本部長である市長は、直ちに登庁し災害対応の指揮にあたった。

【課題となった点】

- ・年度当初の災害によるマニュアルの不徹底

発災が年度当初の異動直後であり、各種マニュアルの確認に時間がかかった。

- ・職員の参集に時間がかかった

4月9日未明に起きた震度5強の地震であったため、職員マニュアルでは全職員対応としていたが、マニュアルの不徹底や広域な市域の関係から参集に時間がかかった。

- ・参集に際しての安全確保

- ・住民からの問い合わせ、報道機関からの問い合わせが危機管理課に集中し、災害対応に支障をきたした。業務に支障が生じる場面があった。

- ・災害対策本部事務局（危機管理課）周辺の混乱

災害対策本部職員や国・県・警察・消防・自衛隊のリエゾン職員が危機管理課執務室周辺に集まり、また、被害情報を記録するホワイトボードを配置したことにより、情報を求める報道機関も加わったことから混乱をきたした。

【課題に対する改善の方向性】

- ・マニュアルはなるべく文章を読む必要がないようシンプルな構成とし、自分の担当する業務が、いつの時点でどのようなことをやらなければならないのかをすぐ把握できるような内容とする。また、初動対応業務をまとめたマニュアルを策定する。

- ・職員参集基準の周知徹底と職員意識の向上を図る。
- ・災害対策本部のスペース及び必要資機材の整備を行う。
自衛隊、国・県・警察・消防等のリエゾン職員の活動スペースを確保する。
ホワイトボード、地図、情報活用のためのICT化
- ・危機管理課・準備体制職員など被災レベルに応じた体制を確立する。
電話対応職員の増員（統括班以外で対応）

2 災害情報の収集・伝達

危機管理課

【対応の状況】

○情報の収集

ほとんどの被害情報等（住宅被害、道路被害、農地被害等）は、市役所本庁舎に電話連絡があった。総務部に人員を配置し、電話で受けた被害報告を「大田市被害状況記録・連絡票」に記入し、被害内容に応じて担当に振り分け対応を依頼する方法をとった。

4月11日からは地震総合相談窓口とコールセンター（電話回線増設）を総務課に設置し、情報収集や市民への情報提供を行った。

○情報の伝達

地震関係の情報については、市広報を活用すると同時に、市ホームページ、防災行政無線、音声告知端末、メール配信を活用して伝達を行った。

○消防団による被害状況調査

消防団震災時活動マニュアルに基づき、発生後直ちに全分団長に対し、管轄区域内の被害状況調査を依頼した。これを受け、各分団長の指示において、総勢235名の消防団員が出動し、発生後と午前6時の2回にわたり地域を巡回し、各地域の被害状況の把握が行われた。

この巡回により、市内全域の状況を把握するとともに活動を要する被害が発生していないことを確認することができた。

【円滑に対応できた点】

- ・総合相談窓口、コールセンターの設置
職員の動員を得て、運営することができた。
- ・情報発信
音声告知端末を中心に、防災行政無線、メール配信、広報誌により情報発信を行うことができた。

【課題となった点】

- ・発災当初の初期対応
被災した市民からの問い合わせや被害報告が危機管理課をはじめとする総務部に集中したことから、災害対策本部の事務局となる統括班の活動に支障が生じた。
- ・情報発信の混乱
市民からの被害報告が集中したため、的確な情報発信ができなかった。
- ・外国人対応

ホームページ、メール配信が多言語対応していないため、外国人へ情報が伝わらなかった。

【課題に対する改善の方向性】

- ・「大田市被害状況記録・連絡票」を図書庫やインフォメーションにアップし、どの電話にかかっても対応できるようにしておく。
- ・多様な情報発信ができるように広報班との役割分担をしておく。
- ・翻訳ソフトや多言語に対応した防災アプリの導入を検討する。

表11 市からメール配信により市民に対し配信したメールの数

内 容	4月9日	4月10日	4月11日	4月12日	4月13日	4月14日	計
震 度 (気象庁)	14						14
避難所開設等 (危機管理課)	3	1	1	1			6
断水・給水 (上下水道部)	7	4	1	1	2	1	16
防 犯 (大田警察署)		1					1
計	24	6	2	2	2	1	37

表12 音声告知放送回数

発信者	区域	4月9日	4月10日	4月11日	4月12日	4月13日	4月14日	計
市役所 (即時)	全域	9	8	3	5	6	4	35
	地区別	5	4	12			1	22
市役所	全域	2		2		2	7	13
	地区別			1	2	5	1	9
消防署	全域	2					2	4
	地区別							0
ぎんざん テレビ	全域	18	1	2				21
	地区別	5				3		8
その他	全域	1	2	4	2	1	1	11
	地区別	15	1	3	2	2	3	26
計		57	16	27	11	19	19	149

表13 ゐんざんテレビへの放送依頼件数

	4月9日	4月10日	4月11日	4月12日	4月13日	4月14日	計
停電関係	7						7
学校・保育関係	14						14
病院関係	8						8
公共施設関係	6						6
イベント中止	1						1
所在不明の犬	1						1
被災建築物関係		1			3		4
農作物被害			1				1
廃棄物の処分			1				1
計	37	1	2	0	3	0	43

※1回の放送で複数の情報を放送することもあったため、音声告知放送回数と必ずしも一致しない。

3 災害救助法・生活再建支援法の適否

危機管理課

【対応の状況】

○災害救助法

地震が発生した平成30年4月9日(月)当日には、島根県から災害救助法の適用について打診があった。

大田市における法の適用基準は、市内の住家減失世帯数が60世帯以上であるとき（1号基準）、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受ける恐れが生じたとき（4号基準）とされている。検討の結果、家屋の倒壊など住家の減失数は基準を超えないと考えられ、人的被害も少なかったことから適用は難しいと判断し、県への回答を4月9日に行った。

○生活再建支援法

大田市における適用基準は、災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する被害が発生した場合（1号基準）、10世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した場合（2号基準）などとされている。

平成30年4月20日(金)から開始した被害認定調査において、全壊家屋が10世帯確認されたことから、平成30年4月27日(金)島根県に報告し、同日、地震発生日である平成30年4月9日からの適用となった。

【円滑に対応できた点】

○生活再建支援法

家屋調査班と連携し、全壊戸数を把握しながら県へ報告することができた。

【課題となった点】

○災害救助法

発災当初住家の倒壊家屋が見られず、被害状況が把握できなかったため、法適用の判断時間を要した。

【課題に対する改善の方向性】

○災害救助法

4号基準の適用の考え方を明確にするため県と協議を行う。

消防団等との連携を図り、被害状況の把握に努める。

4 産業・観光

観光振興課

【対応の状況】

地震発生直後、指定管理施設については各指定管理者へ被害状況の電話確認を行った。また、その他の施設については職員が現地確認し、早急な復旧を図った。

公開坑道である石見銀山龍源寺間歩については、世浸透の発生を考慮し、4月19日まで公開中止とし、地震を想定した緊急マニュアルの作成と避難訓練を行った。

また、観光施設の被害状況に関する情報を報道機関に提供するとともに、市ホームページへの掲載を行った。

そして、(一社)大田市観光協会と連携し、震災復興特設サイト「元気でやっとなる大田応援団」を大田市観光情報Webサイト「石見銀山ウォーキングミュージアム」内に開設し、大田市内の観光施設、飲食関係施設及び宿泊施設が元気に営業を行っている様子を全国に発信し、風評被害対策を講じた。

【円滑に対応できた点】

国民宿舎さんべ荘においては、指定管理者が宿泊客をロビーに避難誘導し、安否確認、食事の提供等を行うなど適切な処置が行えた。

観光施設の被害状況の把握、営業状況に関する情報発信、風評被害対策を適切な時期に行うことで、風評被害の拡大を一定程度抑えることができた。

【課題となった点】

石見銀山龍源寺間歩では公開中止期間中に地震を想定した緊急マニュアルを作成し、避難訓練を行ったが、入口、出口から拡声器を使用しても延長273mの公開坑道内には声が聞こえないことが判明した。

石見銀山龍源寺間歩では2019年度に、坑道内の記入時の警報、避難誘導表示について改修する計画としている。

民間事業者等との連絡体制が十分に構築できていなかったため、観光施設の被害状況や観光客の避難状況の全容把握に時間を要した。観光客の避難誘導、被害状況把握、一元的な情報発信、風評被害対策など、災害発生から発生後の対応について、観光関連事業者と連携して取り組む体制を整えておく必要がある。



国民宿舎さんべ荘宿泊客避難状況



石見銀山龍源寺間歩避難訓練

【情報提供資料（4月12日配布）】

島根県大田市

地震発生後の観光施設等の営業状況について

平成30年4月9日未明に発生しました島根県西部を震源地とした地震につきましては、
みなさまから暖かい励ましの言葉を多数いただき、誠にありがとうございます。
主な市内観光施設等の営業状況につきましては、下記のとおりです。

各施設は一部を除き、通常営業をしております。
みなさまに大田市でお会いできますよう、お待ちしております。

- ・ 営業状況の最新情報は、大田市のHP「[更新情報](#)」欄に掲載していますので、ご参考ください。
- ・ 地震に伴う交通規制等は、ほぼ全域解除されています。観光での移動には影響ありません。

平成30年4月12日（木）現在

石見銀山(大森)エリア ※見学坑道を除き通常営業		電話番号
石見銀山世界遺産センター	通常営業	0854-89-0183
石見銀山資料館	通常営業	0854-89-0846
熊谷家住宅	通常営業	0854-89-9003
旧河島家	通常営業	0854-89-0932
宗岡家	4/15 まで休館。4/21 以降は未定	0854-84-9155
羅漢寺	通常営業	0854-89-0005
龍源寺間歩	4/15 まで休場。4/16 以降は対応協議中	0854-89-0347
大久保間歩ツアー	4/15 まで休場。4/20 以降は対応協議中	0854-84-0750
河村レンタサイクル	龍源寺間歩開場にあわせ再開	0854-89-0633
ペロタクシー	通常営業	080-1645-0212
石見銀山 ガイドの会	通常営業	0854-89-0120
群言堂 石見銀山本店	通常営業	0854-89-0077
石見銀山の宿 ゆずりは	通常営業	0854-89-0430
暮らす宿 他郷阿部家	通常営業	0854-89-0022

仁摩・温泉津エリア ※すべて通常営業		電話番号
仁摩サンドミュージアム	通常営業	0854-88-3776
温泉津ふれあい館	通常営業	0855-65-3151
湯迫温泉旅館	通常営業	0854-88-2558
鞆の銀蔵	通常営業	0854-88-3015
旅の宿 輝雲荘	通常営業	0855-65-2008
なかのや旅館	通常営業	0855-65-2041
のがわや旅館	通常営業	0855-65-2811

仁摩・温泉津エリア ※すべて通常営業		電話番号
もりもと旅館	通常営業	0855-65-2114
旅館後楽	通常営業	0855-65-2023
旅館高見屋	通常営業	0855-65-2012
旅館廣島屋	通常営業	0855-65-2017
旅館ますや	通常営業	0855-65-2515

大田・波根エリア		電話番号
道の駅 ロード銀山	通常営業	0854-82-1991
水明館/暖DAN	通常営業	0854-85-7358
金子旅館	通常営業	0854-85-7130
大田パストラル	通常営業	0854-82-1307
スカイホテル、NEW スカイホテル	通常営業	0854-82-6525
ちいさなお宿 泉弘坊	通常営業	0854-82-1038
プラザホテルさんべ	通常営業	0854-82-2200
朝日旅館	当分の間、仕出しのみ営業	0854-85-8431
武田旅館	通常営業	0854-85-8635

三瓶		電話番号
三瓶小豆原埋没林公園	通常営業	0854-86-9500
三瓶自然館サヒメル	通常営業(一部見学不可)	0854-86-0500
北の原キャンプ場	バンガローを除き通常営業	0854-86-0152
三瓶観光リフト	通常営業	0854-86-0200
SANBE BURGER	通常営業	0854-83-2020
三瓶こもれびの広場 木工館	通常営業	0854-86-0182
そば処 はないかだ	通常営業	090-1010-8607
手打ちそば千夢庵	通常営業	0854-83-2900
山の駅さんべ	通常営業	0854-83-2053
鶴の湯	通常営業	0854-83-3678
亀の湯	通常営業	0854-83-2503
そば処沙羅	4/20 営業再開予定	0854-83-2501
霧の海食堂 きっ川	当分の間休業	0854-83-2130
日高恵比須堂	通常営業	0854-83-2430
国立三瓶青少年交流の家	4/15 まで宿泊・日帰り休業	0854-86-0311
四季の宿さひめ野	通常営業、但し日帰り温泉入浴は当分の間不可	0854-83-3001
国民宿舎さんべ荘	4/14 より宿泊再開予定 但し温泉入浴は宿泊・日帰りともに当分の間不可	0854-83-2011
小屋原熊谷旅館	4/16 より営業再開予定	0854-83-2101
湯元旅館	当分の間休業	0854-83-2215

※その他観光情報に関するお問い合わせは大田市観光協会 TEL0854-88-9950、大田市観光振興課 TEL0854-88-9237 へおかけください。

発行：島根県大田市観光振興課





5 給水

水道課

【対応の状況】

地震発生から1時間後から漏水修理等の対応にあたり、職員2人ペアの5班体制で現地の状況確認、及び復旧対応を行うとともに、水道施設点検等業務の受託業者に緊急点検を指示した。

被災箇所の復旧を順次行い断水を解消したが、一部地域では安全な水と判断するまで断水が最大で5日間続いた。

【円滑に対応できた点】

- ・平成29年の寒波漏水時の経験を踏まえ、水道施設事故等対策本部（以下「本部」という。）と現場対応の体制が構築できた、また、他部署から水道経験者の応援も得て、各地区へ分散して復旧作業を実施し、早期に復旧作業ができた。
- ・日本水道協会を通じ他の水道事業者からの給水活動・復旧活動の支援、また、鳥根県を通じ自衛隊、さらにNEXCOの支援により円滑な応急体制がとれた。

【課題となった点】

- ①体制の確認、見直し：水道施設事故の場合は「水道事業危機管理マニュアル」により人員が確保されるが、市災害体制となると人員不足となる。
- ②情報発信（報告）の一元化と指揮命令系統の徹底：現場からの本部への状況報告、現場を移動する時の連絡が不足していた。特に、経験が豊富な職員が各々で判断した現場もあり、報告がなかったことから、同じ現場へ複数職員が確認に行くなど、無駄かつ非効率な状況もあった。
- ③情報錯綜：情報共有として、各現場状況や漏水通報等の情報をメール送信したが、その情報により、どこを優先して対応すべきか現場が混乱した。
- ④本部としての安全配慮不足（二次災害防止）：地震活動の続く中、現場状況確認や復旧対応に出動させ、二次災害防止対応は、現場任せとなってしまった。
- ⑤本部会議のあり方：災害対策本部会議に管理職が出席すると現場サイドで判断ができないことがある。
- ⑥消防との情報共有：消火栓の使用可否の情報共有ができていなかった。
- ⑦給水装置の破損対応：給水装置の修繕は所有者又は使用者において給水装置工事業者に依頼してもらうことになるが、破損修繕依頼が集中して対応が追いついていない状況であった。
- ⑧給水所での対応：特に被害が大きく断水した久手町宮下地区では、戸別の給水装置の復旧確認に日数を要した。
 - ・県への報告：時間や人手が足りない中、職員が1人張り付かなくてはならない状況もあった。
 - ・報道機関への対応：報道機関各社から直接水道課に連絡があり、水道課長がその都度説明している状態であった。

【課題に対する改善の方向性】

- ①⑤体制の確認、見直し：災害体制マニュアルと水道事業危機管理マニュアルの整合を確認する。
水道経験者の応援を得られるようになっているが、人員不足の状態であり、今後のため水道経

験者を増やしていくことも必要。

- ②情報発信（報告）の一元化と指揮命令系統の徹底：現場から本部へ判断できるだけの情報の報告・連絡、及び本部からの指示に従った行動を徹底する。
- ③情報錯綜：必要な情報についての確認と情報共有をする。
- ④本部としての安全配慮不足（二次災害防止）：検討する。
- ⑥消防との情報共有：消火栓の使用可否の情報共有をする。
- ⑦給水装置の破損対応：市職員での給水装置の破損修繕対応は困難であるため、管工事業協会との協定を生かし対応を検討する。
- ⑧給水所での対応：現場復旧班と給水班で情報を共有する。
配水管は復旧しているが給水管の破損により断水している場合、給水所へ来られたお客様の住所確認等を行い、個別に給水や復旧を行うことも検討すべき。
- ⑨県への報告：発災当初には情報も錯綜し、職員が現場対応にあたるなど報告対応が困難である。
一括して対策本部からの報告とすることも県と協議する。また、現場サイドが県への報告を認識し、必要な情報について早く報告を上げることも必要。県においても被災自治体の事務を軽減するよう検討を依頼する。
- ⑩報道機関への対応：市災害対策本部で報道発表はしているため、できるだけ個別の問い合わせは避けることを検討すべき。

表14 給水活動（4月9日～4月14日）

給水日	4/9(月)	4/10(火)	4/11(水)	4/12(木)	4/13(金)	4/14(土)
給水所場所	大田市市役所 池田地区 富山地区 入石地区 朝山地区 波根地区 久手地区 鳥井地区	大田市市役所 池田地区 富山地区 入石地区 朝山地区 波根地区 久手地区 鳥井地区	大田市市役所 富山地区 入石地区 久手地区	大田市市役所 富山地区 入石地区	大田市市役所 富山地区 入石地区	大田市市役所 富山地区 入石地区
給水袋 使用枚数	3, 114枚 (うち松江市から借用枚数 420枚)					

表15 給水支援（4月9日～4月13日）

給水日	4/9(月)	4/10(火)	4/11(水)	4/12(木)	4/13(金)	4/14(土)
給水車	松江市	2m3:1台	2m3:1台	2m3:1台	2m3:1台	
	雲南市	2m3:1台				
	浜田市	2m3:1台				
	自衛隊	1m3:5台	1m3:5台	1m3:5台		
	NEXCO	10m3:3台				

復旧支援：松江市、出雲市
調査・復旧協力：フジテコム、タイヨー通信



自治体からの応援

【引用】
4月12日NHKニュース映像



自衛隊からの応援

6 污水处理施設

下水道課

【対応の状況】

地震直後は、終末処理場5箇所の稼働状況及び施設被害の確認を行い、処理工程に支障がないことを確認。

地震発生翌日より下水道課職員と市道管理者（土木課職員）が手分けをし、管路施設等の点検（マンホールの浮上り、路面異常等）を実施。

同時にマンホール調査を行い、内部被害状況の確認及び内部に汚水が滞水している箇所はTVカメラ調査を行い被害情報の把握を行った。

路面の異常が大きい区間等については、管路のTVカメラ調査を実施した。

浄化槽の被害状況の確認は、維持管理委託業者へ依頼し被害情報の把握を行った。

【円滑に対応できた点】

震度が6以上でなかったため、終末処理場のメイン機器の故障等がなかったこと。

浄化槽は、維持管理委託業者の素早い対応と使用できなければ個人からの連絡があったため、被害状況の確認が早期にできた。

【課題となった点】

浄化槽の災害は、環境省所管であるため、報告及び諸手続きが不慣れであったこと。

【課題に対する改善の方向性】

今回の手続き及び関係機関への連絡等を参考にスムーズな対応を行う。

7 道路等**土 木 課****【対応の状況】**

地震直後は、市民からの情報提供に対し市職員4班体制で確認作業を行うとともに、道路点検・観測業務委託業者に指示し、緊急点検・パトロールを実施した。その後、4月27日まで24時間体制で電話対応をし、被害の把握に努めた。

被害報告を受けた場合は現場を確認し、通行等に危険がある場合については、初動対応としてカラーコーンを設置し、危険周知を図った。

市道等の復旧については、市内を中心とした事業者（土木、舗装、コンサルタント）等と連携して実施した。

【円滑に対応できた点】

地震直後の通行を確保するため、道路上に散乱した瓦礫の除去については、受け入れ等対応の決定が速やかになされたため、比較的スムーズに対応することができた。

道路の亀裂や沈下のブローン注入等の対応についても、現場確認後自らできるものについては修繕し、事業者対応と区分することで早期対応が可能となった。

【課題となった点】

地震直後は、被災範囲が広範であったため、規制を行うためのコーン、バリケード等が不足し一部規制の初動が遅れることがあった。

通行止めについては、市道部分の修繕が終了しても、家屋、ブロック塀等の倒壊の危険性があるものについての対応が遅れているため、現在も通行止めを解除できずに、市民生活に影響を与えている。

【課題に対する改善の方向性】

資機材等の準備、確保については、検討を要する（財政状況、保管場所等）。

家屋等の老朽化による危険物件については、平成30年度策定された「大田市空家等対策計画」においての方向性が出された。

8 教育施設

教育委員会総務課

【対応の状況】

- ・被害については、当日から学校職員による点検と報告があり、被害の取りまとめを行った。
- ・閉校施設及び休園施設については、現地調査に対応する人員が不足したため、被害の把握が遅れた。

【円滑に対応できた点】

- ・幸い建物被害が大きくなかったため、小中学校及び幼稚園の被害状況については早期に収集できた。
- ・被害報告の写真データを共用サーバで確認できたため、被害内容の確認が円滑だった。

【課題となった点】

- ・被害報告は円滑だったが、報告者による被害程度の認識に差があった。
- ・被害報告の漏れがあった。
- ・避難所として使用可能か、施設の安全判断を短時間で行う必要があった。
- ・施設が多く、使用できる状態にするための応急措置に手間と時間がかかった。

【課題に対する改善の方向性】

- ・被害報告を現地で確認するとともに再度別の目で被害調査を行う。
- ・初期段階で建築技術者が点検する体制を確立する。

9 文化財

社会教育課

【対応の状況】

「静之窟」においては、窟内の補強に1億円以上要するため、すぐに対応することが難しく、よって崩壊していた付近の窟内への立入禁止看板を新たに設置し、注意喚起を促した。

「円城寺境内」については、文化財建造物の専門家等と協議し、補修等の対応について今後検討を予定している。

指定以外の文化財については、ボランティアセンターやまちづくりセンターに、文化財レスキューのチラシを設置し、文化財散逸の防止を呼びかけた。その結果、蔵の片づけ等で取り扱いに困っているケースがあり、美術品や古文書類の一時預かり等を行った中には貴重な西晴雲の屏風が処分を免れた事例もあった。

【円滑に対応できた点】

市内指定文化財の被害状況について、所有者に連絡をとったり、実際に職員が現地へ出向き目視するなど、被害状況の把握と確認は速やかに実施することができた。

文化財一時預かりの拠点として旧大代小学校を使用することができ、文化財レスキューが速やかに実行できた。

【課題となった点】

限られた職員での対応となるため、通常業務と並行しながら災害復旧業務を行うことは難しい現状にある。

寺社など、貴重な建造物や美術品を所有していても未指定文化財の場合、保存修理の補助ができない。

【課題に対する改善の方向性】

現在、国・県・市の指定を受けていなくても、将来文化財となりうる建造物等の調査を行い、万一のときは何らかの保存修理費用の補助が受けられるように、登録有形文化財への登録を増やすなど対策に努める。

石見銀山課

【対応の状況】

4月9日には公開施設である石見銀山世界遺産センター、重要文化財熊谷家住宅について建物内外の状況を点検し、大きな破損箇所等は確認されなかったため、平常どおりの公開とした。その後4月17日までに、銀山柵内、街道、重要伝統的建造物群保存地区（大森銀山地区・温泉津地区）に巡視を行った結果、被害箇所20箇所（28件）を確認した。

重視の結果を受け、土のうやブルーシートによる仮復旧や看板やロープ等による進入禁止・注意喚起の措置を講じた。

また、被害状況と復旧について文化庁・島根県教育委員会に報告するとともに、今後の復旧について協議を開始した。

【円滑に対応できた点】

地震発生以後、広大な範囲にわたる世界遺産範囲については公開施設や主要な見学地となっている箇所と、重要伝統的建造物群保存地区のように住民生活と文化財が密接に関わっている箇所を優先して巡視をすることとした。その後、遺産範囲であっても山中の遺跡群などは見学道沿いを中心に巡視を行った。限られた職員が分担し、被害状況の把握について円滑な対応ができたと判断される。

【課題となった点】

被災箇所のうち史跡指定地については、史跡の管理団体である大田市が仮復旧をし、その後の本格的な復旧について、その財源となる国県補助事業の導入などを含めて検討することができた。しかし個人所有の文化財については所有者負担が伴うことで、事業実施が困難として断念せざるを得ない案件があった。

また、重要伝統的建造物群保存地区における屋根瓦の落下した空家など、所有者との連絡が取れず対応に苦慮した案件もあった。

【課題に対する改善の方向性】

文化財の復旧・修復の基礎となる、資産を構成する石垣・石造物の現状写真や図面など、基本的な資料を蓄積しておく必要がある。また、重要伝統的建造物群保存地区における空家について、所有者情報を的確に把握しておくことが重要である。

また、補助対象外の文化財については、指定の促進や歴史文化基本構想など新たな保存の仕組みづくりを検討する必要がある。

【配布資料（4月12日配布）】

＊＊文化財散逸防止への協力のおねがい＊＊

家屋や蔵の片づけを始めるときは

4月9日に発生した地震の被害を受け、
家屋や蔵の片づけに取りかかる皆様へお願いです。

古い家系図や古文書、掛軸、骨董品など、昔から家にあるものが、
汚れたり壊れたりしていた場合でも、可能な限り捨てずに保管をしてください。

未来の子どもたちへ、大田市の歴史や文化を伝える大事な文化財になります。

取り扱いや保管に困っていたり、処分を考えているときには、気軽にご相談ください。

◆ご自身で片づけをされる方

「昔から家にあった書画や陶磁器が破損して、処分を考えている」
「古いものが出てきたけど、価値があるかどうかわからない。捨てたい」
「処分してしまわないことには、家が片づかない」
などというときには、処分される前に、下記の連絡先か、最寄りの公民館
または大田市文化協会へご相談ください。
ご負担にならないよう、対処方法を一緒に考えていきましょう。

◆ボランティアで片付け作業に入られる方

片づけ作業にあたる中で、古美術品や古文書らしきものが見つかった場合は、
まずは処分を保留して、下記の連絡先までご一報ください。
文化財担当者が対応にあたります。

【連絡先】

大田市教育委員会 文化・スポーツ推進室 文化・文化財係
電話番号：0854-83-8126 FAX：0854-82-5395

※相談件数が多い場合には、すぐに対応できないことがありますので、ご了承ください。